定　　款

社会福祉法人　杜の舎

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第１種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

ユニッツもりのいえ（生活介護・施設入所支援・短期入所）

（２）　第２種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

ワークショップありす（生活介護）

エコネット・おおた（就労継続支援Ａ型・就労移行支援）

アクトつるやま（生活介護）

にらがわホーム（共同生活援助）

ひびきホーム（共同生活援助）

くまのホーム（共同生活援助・短期入所）

共生ホームあかり（共同生活援助・短期入所）

グループホームとも（共同生活援助・短期入所）

（ロ）障害者就業・生活支援センター事業の経営

わーくさぽーと

（ハ）一般相談支援事業の経営

ありす相談支援事業所

ありす相談支援事業所（大泉町障害者相談支援センター）

（ニ）特定相談支援事業の経営

ありす相談支援事業所

（ホ）認知症対応型老人共同生活援助の経営

共生ホームあかり

（ヘ）老人デイサービス事業の経営

共生ホームあかり

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人 杜の舎という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事業所の所在地）
第４条　この法人の事務所を群馬県太田市安良岡町２９８番地１に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員８名以上９名以内を置く。
２　評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数とする。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事２名、事務局員１名、外部委員２名の合計５名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員に対して、各年度の総額が３０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第10条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
２　評議員会に議長を置く。
３　議長は、その都度出席者の互選で決める。

（権限）
第11条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）　理事及び監事の選任又は解任
（２）　理事及び監事の報酬等の額
（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）　定款の変更
（６）　残余財産の処分
（７）　基本財産の処分
（８）　社会福祉充実計画の承認
（９）　事業計画及び収支予算
(10)　臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(11)　公益事業に関する重要な事項
(12)　解散
(13)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第12条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第13条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第14条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　定款の変更
（３）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第15条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に署名又は記

名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第16条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上７名以内

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第17条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（役員の責任の免除）

第19条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２０第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（理事の職務及び権限）

第20条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第21条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第22条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第23条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第24条　理事及び監事に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第25条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第26条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
２　理事会に議長を置く。
３　議長は、その都度選任する。

（権限）
第27条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第28条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

（決議）
第29条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第30条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　理事長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人２名及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第31条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）　群馬県太田市安良岡町２９８番地１所在のワークショップありすの敷地
　　１，１５６平方メートル
（２）　群馬県太田市安良岡町２９８番地１、３１０番地１所在のワークショップありすの次の１棟
　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　作業所　６２７．７３平方メートル
（３）　群馬県太田市安良岡町２９８番地１、３１０番地１所在のワークショップありすの次の１棟
　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　作業所　１２４．２平方メートル
（４）　群馬県太田市東金井町２３１１番地７所在のユニッツもりのいえの敷地
　　１，７０９．１８平方メートル
（５）　群馬県太田市東金井町２３１１番地７所在のユニッツもりのいえの次の１棟
　　鉄筋コンクリート・木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建　養護所　１，２９８．２２平方メートル
（６）　群馬県太田市細谷町１７１４番地２、１７２６番地、１７２５番地、１７２５番地３、１７２４番地、１７２６番地先、１７２４番地先所在のエコネット・おおたの次の１棟
　　木・鉄筋コンクリート造アルミニューム板葺平家建　事務所　４９９．１３平方メートル
（７）　群馬県太田市細谷町１７１４番地２、１７２６番地、１７２５番地、１７２５番地３、１７２４番地、１７２６番地先、１７２４番地先所在のエコネット・おおたの次の１棟
　　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建　工場　１，０５７．８０平方メートル
（８）群馬県太田市東長岡町１８２９番１所在の共生ホームあかりの敷地
　　７１９平方メートル
（９）群馬県太田市東長岡町１８２９番２所在の共生ホームあかりの敷地
　　１，３２３．７７平方メートル
(10) 群馬県太田市東長岡町１８２９番１、１８２９番２所在の共生ホームあかりの次の１棟
　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　養護所　４９９．４７平方メートル
(11) 群馬県太田市東金井町４１１番５所在のユニッツもりのいえの敷地
　　４１６．４５平方メートル
(12) 群馬県太田市東金井町４１１番１５所在のユニッツもりのいえの敷地
　　８９平方メートル
(13) 群馬県太田市東金井町４１１番地５所在のユニッツもりのいえの次の１棟
　　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　作業所　１４０．１４平方メートル

(14) 群馬県太田市東金井町７３５番所在のくまのホームの敷地
　　７７４平方メートル
(15) 群馬県太田市東金井町７３４番地１、７３５番地所在のひびきホームの次の１棟
　　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　グループホーム　２８２．５４平方メートル
(16) 群馬県太田市東金井町７３５番地所在のくまのホームの次の１棟
　　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　グループホーム　２３１．０３平方メートル
(17) 群馬県太田市東金井町７３４番地１所在のひびきホームの敷地
　　２，０５０．６５平方メートル
(18) 群馬県太田市安良岡町２９６番地１所在のワークショップありすの敷地
　　２８３平方メートル
(19) 群馬県太田市安良岡町２９６番地１所在のワークショップありすの次の１棟
　　木造合金メッキ鋼板葺平家建　研修所　１１０．８２平方メートル
(20) 群馬県太田市細谷町１７３１番地１所在のグループホームともの敷地
　　１，５９３．６１平方メートル
(21) 群馬県太田市細谷町１７３１番地１所在のグループホームともの次の１棟
　　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　グループホーム　２４２．８２平方メートル
(22) 群馬県太田市東長岡町１８２５番地３所在のにらがわホームの敷地
　　３５１．２５平方メートル
(23) 群馬県太田市安良岡町２８８番地１所在のにらがわホームの敷地
　　３５６平方メートル

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第４０条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第32条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、群馬県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、群馬県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第33条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第34条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならな

い。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第35条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第36条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第37条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第38条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）
第39条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）
第40条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行

う。

（１）障害者就業・生活支援センター　わーくさぽーと の経営

（２）市町村地域生活支援事業（日中一時支援事業）の受託

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第８章　解散

（解散）

第41条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第42条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第43条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、群馬県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

第10章　公告の方法その他

（公告の方法）

第44条　この法人の公告は、社会福祉法人杜の舎の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第45条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　大澤　秀男

理　事　　大川　博正

理　事　　澁澤　信治

理　事　　内田　忠幸

理　事　　齋藤　幸一
理　事　　中村　久仁子
理　事　　尾島　一二
理　事　　中山　節子
理　事　　小竹　利夫
理　事　　石井　知
監　事　　石井　武
監　事　　峯崎　俊充

・　平成１１年　８月　３日理事会にて一部改訂、平成１１年１０月２５日群馬県認可
・　平成１３年　１月２９日理事会にて一部改訂、平成１３年　２月２８日群馬県認可
・　平成１３年　５月２８日理事会にて一部改訂、平成１３年　７月１０日群馬県認可
・　平成１４年　５月２７日理事会にて一部改訂、平成１４年　７月２６日群馬県認可
・　平成１４年　７月１７日理事会にて一部改訂、平成１４年　８月１６日群馬県認可
・　平成１５年　１月２８日理事会にて一部改訂、平成１５年　５月１３日群馬県認可
・　平成１６年　３月２４日理事会にて一部改訂、平成１６年　５月１２日群馬県認可
・　平成１６年　５月２７日理事会にて一部改訂、平成１６年　６月　８日群馬県認可
・　平成１７年　１月３１日理事会にて一部改訂、平成１７年　３月２２日群馬県認可
・　平成１７年　５月２８日理事会にて一部改訂、平成１７年　７月２８日群馬県認可
・　平成１８年　３月２８日理事会にて一部改訂、平成１８年　５月１７日群馬県認可
・　平成１８年　５月２８日理事会にて一部改訂、平成１８年　７月　７日群馬県認可
・　平成１８年１１月２８日理事会にて一部改訂、平成１９年　１月１８日群馬県認可
・　平成１９年　３月２８日理事会にて一部改訂、平成１９年　５月２４日群馬県認可
・　平成２３年　１月２６日理事会にて一部改訂、平成２３年　２月１５日群馬県認可
・　平成２３年　３月２８日理事会にて一部改訂、平成２３年　４月２６日群馬県認可
・　平成２３年　１月２６日理事会にて一部改訂、平成２３年　６月２１日群馬県認可
・　平成２３年１１月１５日理事会にて一部改訂、平成２３年１１月２９日群馬県認可
・　平成２４年　３月２８日理事会にて一部改訂、平成２４年　４月２３日群馬県認可
・　平成２５年　３月２８日理事会にて一部改訂、平成２５年　５月　９日群馬県認可
・　平成２７年　２月　４日理事会にて一部改訂、平成２７年　２月２０日群馬県認可
・　平成２８年　１月２９日理事会にて一部改訂、平成２８年　２月２４日群馬県認可
・　平成２９年　１月２０日理事会にて一部改訂、平成２９年　２月１０日群馬県認可
平成２９年　４月　１日から施行
・　平成３０年　１月２４日理事会にて一部改訂、平成３０年　２月２７日群馬県認可
・　平成３０年　６月　７日理事会にて一部改訂、平成３０年　７月１７日群馬県認可
・　平成３０年　９月１４日理事会にて一部改訂、平成３０年１０月　９日群馬県認可
・　平成３１年　３月２８日理事会にて一部改訂、令和　元年　５月１５日群馬県認可
・　令和　元年　６月　５日理事会にて一部改訂、令和　元年　７月１１日群馬県認可
・　令和　２年　３月２３日理事会にて一部改訂、令和　２年　４月１０日群馬県認可
・　令和　３年　１月２５日理事会にて一部改訂、令和　３年　２月１７日群馬県認可
・　令和　３年　６月　４日理事会にて一部改訂、令和　３年　６月２９日群馬県認可
・　令和　４年　１月２７日理事会にて一部改訂、令和　４年　２月１４日群馬県認可
・　令和　４年　６月　３日理事会にて一部改訂、令和　４年　７月１１日群馬県認可

・　令和　６年　６月　３日理事会にて一部改訂、令和　６年　７月１８日群馬県認可